

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市下水道科学館機械警備業務

## 2 業務の概要

本業務は、下記4に掲げる警備対象施設について、火災並びに不法侵入による盗難及び器物損壊の防止、予防、早期発見等を目的として、受託者が保有及び設置する警備機器及び警報機器を用いて、警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務を行うものである。

## 3 履行期間

令和5年4月1日から令和9年9月30日まで（54か月）

## 4 警備対象施設

- (1) 施設名称 札幌市下水道科学館
- (2) 所在地 札幌市北区麻生町8丁目1番15号 創成川水再生プラザ敷地内
- (3) 竣工年月日 平成9年5月31日（開館日）
- (4) 建築構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上3階、地下4階建
- (5) 警備対象範囲（延床面積） 1階と2階（881.8㎡）
- (6) 建物内の職員数 約6名
- (7) 施設管理者 札幌市下水道科学館 館長の職にある者
- (8) 1日当たりの平均来館者数 約140名
- (9) 職員執務時間 午前8時45分から午後5時15分まで
- (10) 開館時間 午前9時30分から午後5時00分まで
- (11) 休館日

ア 月曜日（ただし、6月から8月までは休館日を設けない。）

なお、当該月曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は休館日とせず、その日以後、最も近い休日でない日を休館日とする。

イ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

ウ 臨時休館日

## 5 警備機器等の設置

### (1) 警備機器等の設置

受託者は警備対象施設に次の機能を有する警備機器等を設置すること。なお、設置した機器等の所有権は受託者に帰属するものとする。

ア 不法侵入者を感知する機能

イ 不法侵入を感知した際に鼓動する警報機

ウ 火災報知器が感知した異常を感知する機能

エ 機械警備の開始、解除の操作を行う機能

オ 受託者の基地局（本部）に異常等の信号を送信する機能

### (2) 設置場所等

別添の図面を参考として、当該警備対象施設を隈なく警備するために必要な機器を適する場所に設置すること。なお、履行開始に伴う機器の設置、履行終了に伴う機器の撤去、機器の更新等については、委託者と協議のうえ、その時期や作業方法を決定すること。

### (3) 通信施設等

警備対象施設に設置している機器と受託者の基地局（本部）との通信手段として、委託者が所有する電話回線を使用するものとし、当該回線使用料は委託者の負担とする。また、受託者は当該電話回線の断線時にも対応できる機能を付加すること。なお、委託者が所有する電話回線を使用しない場合の通信費用等については、受託者の負担とする。

## 6 警備時間

機械警備による警備の時間は、休館日以外の日にあつては午後5時15分から翌日の午前8時45分までとし、休館日（臨時休館日については事前に通知するものとする。）にあつては午前8時45分から翌日の午前8時45分までとする。ただし、当該時間内において、職員等が警備対象施設を使用している場合、又は、入館する場合については次のとおりとする。

### (1) 警備の開始

警備対象施設の最終退館者（清掃作業員等を含む。）が機械警備を開始するための操作を行い、制御盤により機械警備開始信号を受託者の基地局（本部）に送信した時点から機械警備を開始するものとする。

### (2) 警備の解除

警備対象施設への最初の入館者（清掃作業員等を含む。）が機械警備を解除するための操作を行い、制御盤により機械警備解除信号を受託者の基地局（本部）に送信した時点で、機械警備を解除するものとする。

### (3) その他

受託者は、午後7時を過ぎても警備対象施設において機械警備を開始するための操作がなされないときは、当該施設の状態を確認し、最終退館者が当該操作を失念していることを確認した場合は、その時点から警備を開始するものとする。

## 7 警備の内容

- (1) 受託者は、警備対象施設に設置した警備機器等が正常に作動していることを基地局（本部）において確認できる体制をとること。
- (2) 受託者は、警備時間中、受託者の基地局（本部）において、警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、施設内の安全を確保すること。
- (3) 受託者は、警備時間中、上記(2)により、警備対象施設の異常を感知したときは、遅延なく緊急要員を当該施設に急行させ、施設の内部及び外部周辺を点検し、異常の有無を確認すること。また、火災を感知した場合は、施設への急行と並行して、消防機関へ即時通報すること。
- (4) 受託者は、上記(3)の確認を終えた後、必用に応じて次の措置を行うこと。
  - ア 警備対象施設内の安全を確保するための措置
  - イ 委託者及び施設管理者への報告
  - ウ 警察、消防機関等への連絡
- (5) 上記(3)における緊急要員は、受託者指定の制服を着用し、身分証明、懐中電灯、警笛等、警備に必要な装備をしたものであること。
- (6) 受託者は、業務の遂行にあたっては、委託者及び施設管理者と連絡を密にし、事件、事故等の異常が発生した場合は、必ず施設管理者に報告し、その指示を受けること。また、上記(4)の措置を行った場合は、速やかにその報告書を委託者に提出すること。

## 8 警備機器の保守管理等

- (1) 受託者は上記5の警備機器等について、正常な動作を確保するため、毎月1回保守点検を行い、

その結果を報告書に記載し、速やかに委託者へ提出するものとする。

- (2) 受託者は警備機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備対象施設の安全処置を講ずるとともに、当該機器の修理を速やかに行うこと。

## 9 提出書類

### (1) 業務計画書

受託者は、業務の開始にあたり、次の事項を具体的に記載した業務計画書を提出し、あらかじめ委託者の承認を得ること。

- ア 本業務を統括する業務責任者、警備体制等を記載した緊急連絡系統図
- イ 警備装置の設置箇所、種類及び仕様、配置図等の警備計画
- ウ 基地局又は待機所から対象施設までの路程及び移動時間
- エ その他委託者が指定した事項

### (2) 業務報告書・完了届

受託者は毎月の警備業務が完了したときは、機械警備の実施状況、異常事態発生時における処置内容等について、それぞれ報告書にまとめ、完了届とともに翌月10日までに委託者に提出すること。ただし、3月分及び履行最終月の報告日は末日とする。

### (3) 警備状況報告書

受託者は、異常事態が発生した場合、その状況及び措置内容を具体的に記載した報告書を作成し、速やかに施設管理者を経由して委託者に提出すること。

### (4) 保守点検報告書

受託者は、警備機器等の保守点検を行ったときは、その点検結果の報告書を作成し、施設管理者を経由して委託者に提出すること。

## 10 鍵の保管及び返却

本業務遂行のため、委託者が履行開始時に受託者に貸与した警備対象施設の鍵について、履行期間中は受託者の責任のもとに管理するものとし、鍵の複製及び第三者への貸与は禁止する。また、履行期間終了後は直ちに施設管理者へ返却すること。

## 11 費用負担

- (1) 受託者は、上記5の警備機器等の設置に要する一切の費用を負担すること。
- (2) 受託者は、警備対象施設に設置した警備機器等の配線工事について、履行期間中、本業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- (3) 受託者が警備対象施設に設置した警備機器等の修理に係る費用は受託者の負担とする。
- (4) 委託者は、委託者（職員及び来館者を含む。）の責に帰すべき事由により、受託者の設置した警備機器等（付属品等を含む。）をき損又は紛失させた場合は、その実費を受託者に支払うものとする。
- (5) 履行期間中、委託者の責に帰すべき事由によらず、受託者が警備対象施設に設置した警備機器等の更新又は変更が必要となった場合、その一切の費用は受託者の負担とする。
- (6) 警備機器の設置、修繕、撤去等に係る工事に伴い、警備対象施設に損害を与えた場合は、受託者の負担により原状に復さなければならない。
- (7) 履行期間終了時又は中途解約時において、警備対象施設に設置された警備機器等の撤去に係る費用は受託者の負担とする。
- (8) 上記5(1)エの機器の操作にカードキー等が必要な場合は、委託者が必要とする数量（12個程度を想定）を受託者の負担において用意し、委託者に貸与すること。なお、貸与したカードキー等

が使用不能となった場合は適宜、使用可能なものと交換すること。

## 12 守秘義務

受託者は、履行期間中はもとより、履行期間終了後においても、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。なお、委託者が雇用する警備員等においても同様とし、警備員等の退職後も秘密保持を徹底させること。

## 13 環境への配慮

本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

## 14 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、警備業法、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。